

(法第 26 条関係「定款変更認証申請」)
 (法第 28 条関係「書類の備置き」)
 (法第 29 条関係「事業報告書等の提出」)

令和 4 年度の事業報告書
 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 女性と子の未来

1 事業の成果

令和 4 年度も、コロナ禍に見舞われている状況下、衛生管理を十分に行いながら事業を実施した。

女性相談事業は、例年同様、家族・親族の問題、生活困窮や借金家計に関する問題、病気に関する相談が多く聞かれた。また、世情を反映して、精神的問題、相続やいじめ・ハラスメント等の職場に関する相談が増加傾向で、適切なアセスメント、配慮を行い、慎重に対応する必要があった。相談者に寄り添いながら支援し、関係機関と連携して解決に至ったケースも複数あった。女性相談は次年度、市の委託事業から外れたが、今後も相談に応じていくこととし準備を進めてた。

小規模保育事業については、4 月の措置人数が 9 名と定員に満たなかったものの、最終的に定員の 2 割増しの園児数となり、安定した運営状況となった。園児一人一人に合わせて適切な援助を行い発達を促した他、職員の適切な人材確保と保育力アップのための研修も十分に行うことができた。

本部事業として、通信の発行、ホームページの更新を行い、活動内容を広く紹介すると共に、次年度以降は、相談事業の拡充を図るため、居場所づくりの場の確保と整備を進めた。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (千円)
女性相談事業	女性の専門相談員による女性相談の実施 (来所、メール、電話)	毎日 10 時-16 時 (年末年始、祝日等を除く)	アンの家	3 人	相談希望者 延べ 401 人	4900
	女性弁護士による女性弁護士相談の実施	月 1 回	アンの家	4 人	相談希望者 延べ 22 人	220
小規模保育事業	よつば保育園(小規模保育所)の運営	毎日 (日、祝日、年末年始を除く)	よつば保育園	13 人	利用園児 (0~2 歳児) 延べ 142 人	33620
その他第 3 条の目的を達成するための事業	通信の発行、ホームページの作成管理、居場所づくり事業「ちゃべりば」開始の準備を実施	通信:月 1 回発行、 ホームページ:年 4 回更新 住宅支援:1~3 月の毎月 10 日間	法人事務所 他	4 人	不特定多数	274

(備考)

1 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

2 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。(A 4)